

諮問第149号の答申

経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について（案）

本委員会は、諮問第149号による経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 答申の総括

総務省及び経済産業省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において対応が求められている「経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備」の中核を成す取組として、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、経済センサス - 活動調査（基幹統計調査。以下「活動調査」という。）の中間年における経済構造統計の作成を目的とした経済構造実態調査（基幹統計調査）を創設し、令和元年 6 月から実施している。

今回の諮問は、中間年経済構造統計の有用性の向上や中間年 S U T の精度向上に資するため、

- ① 経済構造実態調査（甲調査）の調査対象範囲を全産業に拡大し、企業等を対象とする産業横断調査とし、活動調査に合わせた調査項目を設定することにより、法人企業ベースで活動調査と同様の年次統計の作成・提供を可能とする、
- ② 工業統計調査を経済構造実態調査に包摂させ、製造業事業所調査とすることにより、製造業事業所についても活動調査と同様の年次統計の作成・提供を可能とする

など、活動調査との更なるシームレス化による中間年経済構造統計の充実を目指すものであり、経済統計の体系整備を進める上で、重要かつ画期的なものと評価できる。

2 調査の変更及び中止

(1) 承認の適否

令和 3 年 3 月 5 日付け総統経第11号、20210225統第 1 号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」並びに令和 3 年 3 月 5 日付け総統経第12号、20210225統第 2 号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の中止について（申請）」について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済構造実態調査」（基幹統計調査）の変更を承認して差し支えなく、経済構造実態調査に包摂される「工業統計調査」（基幹統計調査）の中止は適当である。

ただし、後記（2）で指摘する事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 経済構造実態調査の変更

(ア) 調査の目的の変更

本件申請では、表1のとおり、調査の目的を変更することとしている。

表1 調査の目的の変更

現行計画	変更案
本調査は、 <u>製造業及びサービス産業</u> の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。	本調査は、 <u>全ての産業</u> の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

これについては、後記(イ)aのとおり、甲調査の調査対象の範囲に日本標準産業分類に掲げる「大分類A-農業、林業」、「大分類B-漁業」、「大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D-建設業」(以下「大分類AからDまで」という。)を追加し、全産業化することに伴う変更であり、適当である。

(イ) 甲調査の変更

a 調査対象の範囲の変更

これまで甲調査では、日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、個人経営の企業及び大分類AからDまでの産業に属する企業を除いた企業を調査対象としていたが、本件申請では、大分類AからDまでの産業に属する企業を追加し、全産業化するとともに、甲調査の名称を「産業横断調査」に変更する計画である。

また、大分類AからDまでに係る調査対象の範囲は、従来の調査対象の産業と同様、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、各分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を対象とする計画である。

調査対象の範囲の全産業化については、「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」(平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。)において、「SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること」とされたことを踏まえたものであり、適当である。

また、甲調査から産業横断調査への名称変更についても、調査内容を的確に表現する名称に変更するものであり、適当である。

b 報告者数の変更

本件申請では、報告者数を約20万企業から約27万企業に変更する計画である。

これについては、前記aのとおり、調査対象の範囲の全産業化に伴って試算した結果であり、適当である。

c 報告を求める事項の変更

経済構造実態調査は、活動調査の中間年の調査として位置付けられているところ、本件申請では、表2のとおり、甲調査において、令和3年活動調査の変更に合わせて、

- ① 企業の事業活動の内容及び事業活動別の売上（収入）金額において、サービス業については生産物分類を導入するとともに、把握する区分数を、現在の6欄から15欄に拡大、
- ② 日本標準産業分類に掲げる「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」を副業として営んでいる場合も含め、「商品売上原価」を新たに追加して把握（「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」が主業の企業においては、「年初商品手持額」及び「年末商品手持額」も把握）、
- ③ 支払利息等、電子商取引の有無及び割合については、廃止する計画である。

また、活動調査の中間年における事業所母集団データベースの情報を更新する観点から、「企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数」及び「企業傘下の新設事業所の開設時期」を追加することとしている。一方、これらの調査事項を追加することによる報告者負担を軽減するため、調査事項を精査し、記入値の変動が少ない「売場面積」及び調査対象外事業所の推計が困難である「卸売販売額に占める本支店間移動の割合」は削除する計画である。

さらに、「事業区分別の費用割合」については、事業内容及び内容例示の一覧の中から主な事業内容別の費用構造を調査しつつ、さらにそれを詳細な事業活動区分に分けた形で集計してきたが、サービス業については売上（収入）金額の把握を事業活動別から生産物分類別に変更することから、調査票のレイアウトを変更し、費用割合をより詳細な事業活動別区分で把握できる形に変更する計画である。

表2 報告を求める事項

現行計画	変更案
<p>【甲調査】</p> <p>① 名称及び所在地</p> <p>② 経営組織</p> <p>③ 資本金等の額</p> <p>④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別</p> <p>⑤ 売上（収入）金額及び年間商品販売額 *</p> <p>⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *</p> <p>⑦ 企業全体の主な事業の内容</p> <p>⑧ 事業活動の内容</p> <p>⑨ 事業活動別の売上（収入）金額 *</p> <p>⑩ 電子商取引の有無及び割合</p> <p>⑪ 年初及び年末商品手持額</p> <p>⑫ 年間商品仕入額 *</p> <p>⑬ 事業区分別の費用割合 *</p> <p>⑭ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添3を参照） *</p>	<p>【産業横断調査】</p> <p>① 名称、所在地及び法人番号</p> <p>② 経営組織</p> <p>③ 資本金等の額</p> <p>④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別</p> <p>⑤ 売上（収入）金額 *</p> <p>⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *</p> <p>⑦ 企業全体の主な事業の内容</p> <p>⑧ 事業活動、生産物の種類</p> <p>⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *</p> <p>⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *</p> <p>⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎</p> <p>⑫ 事業区分別の費用割合 *</p> <p>⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添2を参照） *</p>

現行計画	変更案
<p>(注1) 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</p> <p>⑮ 企業傘下の事業所の名称及び所在地</p> <p>⑯ 企業傘下の事業所の主な事業活動</p> <p>⑰ 企業傘下の事業所の<u>売上高</u> *</p> <p>⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *</p> <p>⑲ 企業傘下の事業所の<u>売場面積</u></p> <p>⑳ 企業傘下の事業所の<u>卸売販売額に占める本支店間移動の割合</u> *</p> <p>ただし、⑪及び⑫については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑬、⑭及び⑯については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるとする。</p> <p>また、⑰及び⑱については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから報告を求めるとする。</p>	<p>(注1) 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</p> <p>⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地</p> <p>⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動</p> <p>⑯ 企業傘下の事業所の従業員総数及びうち常用雇用者数</p> <p>⑰ 企業傘下の事業所の<u>売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *</p> <p>⑲ 企業傘下の新設事業所の開設時期</p> <p>ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑬については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるとする。</p> <p>また、⑲及び⑳については、「大分類A－農業，林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、<u>製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めるとする。</u></p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input type="checkbox"/> 有<input checked="" type="checkbox"/> (略)</p>

(注) 経済構造実態調査は、活動調査の実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間、「○」を付した事項については前年の年初（1月1日現在）、「◎」を付した事項については年末（12月31日現在）によって行う。

また、今回新たに追加される大分類AからDまでの産業に属する企業全てに対する調査事項は、必要最小限とすることとして、①から⑨までとするとともに、⑩は、副業で「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」を営んでいる場合に調査対象とし、⑭から⑲までは、従来の調査対象産業と同様、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事

業所を除き、報告を求める計画である。

さらに、「⑨事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額」については、従来の調査対象に対しては、おおむね日本標準産業分類の小分類に相当する区分によって把握していたが、大分類AからDまでに係る詳細な事業活動別売上の設定は行わず、大・中分類に相当する区分で把握する計画である。

これらについては、令和3年活動調査の変更に合わせるものであること、活動調査の中間年における事業所母集団データベースの情報を更新するものであること、報告者負担の軽減に資すること等から、おおむね適当である。

ただし、「支払利息等」の削除については、令和3年活動調査に係る諮問第140号の答申（令和2年6月25日付統計委第9号）において、次回の調査に向けて検討する旨の課題が付されており、経済構造実態調査が活動調査の中間年の経済構造統計を整備する役割を担っていることを踏まえ、再検討を行った結果、以下の理由から、将来的な利活用の可能性も考慮し、引き続き調査項目とするよう修正する必要があることを指摘する。

- ① 経済構造実態調査は、国民経済計算の精度向上等に資するためだけでなく、付加価値等の構造を明らかにすることも目的としており、「支払利息等」は、個々の企業の付加価値の把握に必要不可欠であること、
- ② 「支払利息等」は、令和3年活動調査の調査項目から削除されているため、同調査の結果から推計個票が作成できないことから、支払利息等を含む結果表については実測値が得られる上位8割層の企業のみを集計し、未回収等による欠測値についてはゼロ値補完を実施することで対応せざるを得ないものの、引き続き調査・集計を行い、そのデータの利活用可能性を検討するに値すること、
- ③ 個別の統計調査を複数実施するのではなく、米国のように、軸となる統計調査に様々な調査事項を付加して負担軽減を図るという視点も導入すべきであること

なお、その際、報告者負担に配慮し、企業の総勘定元帳に設けられている勘定科目である「支払利息」として調査することとし、産業横断調査の調査票Aについて、図1のとおり、修正する必要があることを指摘する。

また、前記②で述べたデータの利活用可能性の検討について、「4 今後の課題」として指摘する。

図1 統計委員会修正案

申請内容	修正案								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">① 売上(収入)金額</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">主な費用項目</td> <td style="padding: 2px;">③ 給与総額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">④ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> </tr> </table> </div>	主な費用項目	③ 給与総額		④ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">① 売上(収入)金額</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">主な費用項目</td> <td style="padding: 2px;">(a) 給与総額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> </tr> </table> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px; margin-top: 2px;">③ 営業外費用における支払利息</div> </div>	主な費用項目	(a) 給与総額		(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)
主な費用項目	③ 給与総額								
	④ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)								
主な費用項目	(a) 給与総額								
	(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)								

また、産業横断調査の調査票Bについて、図2のとおり、11欄の「事業内識別」及

び12欄の「項目別内訳」が明確に区別できるよう、項目名の修正及び説明の追加を行う必要があることを指摘する。

図2 統計委員会修正案

申請内容

11 企業全体の事業内訳別の費用の割合 『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 印字された事業内容について、調査票第1面5欄「②費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。
- さらに、事業内容の内訳についても、印字された事業活動ごとに内訳の割合を記入してください。

事業内容	内容説明
①	
② その他	
合計 (① + ②)	

①の費用の内訳（割合）

- ①の費用に対する a の事業活動の費用割合（0~100）を記入してください
- a~k の割合を合計すると 100%（=①の費用）になりますが、a 行以外の書

事業活動	内容説明

12 費用の項目別内訳 『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 次の太線枠内に印字された事業内容について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。
- 11欄で記入いただいた「費用総額に占める割合」の大小にかかわらず、太線枠内に印字された事業内容に係る費用の額を記入してください。
(万円未満四捨五入)

主な費用項目	費用の額										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円

修正案

11 企業全体の事業別費用の割合 『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 印字された事業内容について、調査票第1面5欄「②費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。
- さらに、下に印字された事業活動について、①の費用に対する割合を記入してください。

事業内容	内容説明
①	
② その他	
合計 (① + ②)	

①の費用の内訳（割合）

- ①の費用に対する a の事業活動の費用割合（0~100）を記入してください
- a~k の割合を合計すると 100%（=①の費用）になりますが、a 行以外の書

事業活動	内容説明

12 事業別費用の内訳 『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 次の太線枠内に印字された事業内容 (11欄の①の事業内容)について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。(万円未満四捨五入)

主な費用項目	費用の額										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円

(ウ) 製造業事業所調査の新設

基本計画では、「中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討」を行うこととされている。

また、前回答申において、「製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用）が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。」とされている。

これらの課題を踏まえ、本件申請では、以下のとおり、「製造業事業所調査」を新設する計画である。

a 調査対象の範囲の変更

本件申請では、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする計画である。

従来、工業統計調査では、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する従業者4人以上の事業所を調査対象としていた。しかし、新設される製造業事業所調査では、後記bのとおり、母集団情報を工業統計調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）から事業所母集団データベースに変更することとしており、工業統計調査の裾切り基準を用いて調査を継続した場合、報告者数は約27万6千事業所と、準備調査名簿を母集団情報として用いる場合（約18万8千事業所）と比較して増加することが見込まれた。

このため、本件申請では、調査対象の裾切り基準について、工業統計調査の従業者規模を用いた方法から、基準年である活動調査結果の産業分類別の売上高（製造品出荷額等）を用いた方法に変更することを計画している。

これについては、産業細分類・品目別の結果精度の向上に資することに加えて、前回調査よりも少ない報告者数（約12万2千事業所）で調査結果の大宗を把握することが可能となることから、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減の観点からも適当である。

b 報告者の選定方法の変更

本件申請では、報告者の選定方法について、母集団情報を独自名簿である準備調査名簿から事業所母集団データベースに変更する計画である。

これについては、前回答申を踏まえた措置であり、精度の向上が期待できることか

ら、適当である。

c 報告を求める事項の変更

本件申請では、用語の修正及び設問順の変更を行った上で報告を求める事項を設定する計画である。

これについては、工業統計調査の調査事項を維持しており、利活用上の支障は生じないと考えられることから、適当である。

ただし、製造業事業所調査票について、図3のとおり、①説明文において、調査票のページ表記等と一致させる修正、②調査票の同面で企業に関する調査項目もあることから、令和3年活動調査と同様、事業所に関する事項であることを明示する修正、③現行の工業統計調査における工業調査票（甲）において、不要記号（X）を付与している事項について同様に不要記号を記載する修正がそれぞれ必要であることを指摘する。

図3 統計委員会修正案

① 説明文において、調査票のページ表記等と一致させる修正

<申請内容>

5 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	1 税込み	2 税抜き
選択した記入方法をおいで囲んでください。 ●裏面の6項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。		

<修正案>

5 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	1 税込み	2 税抜き
選択した記入方法をおいで囲んでください。 ●第2面の6欄以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。		

② 事業所に関する事項であることを明示する修正

<申請内容>

4 従業者数 (■年6月1日現在) (単位:人)						
区分	(1)この事業所に所属する従業者数					(2)受入者
	① 有給役員	② 常用雇員		④ 臨時雇員	⑤ 合計	⑦ 出向・派遣受入者
		③ 無期雇員	③ 有期雇員	④ 有期雇員	⑥ 送出者	⑧ 合計
		(期間を定めていない人(定年制も含む))	(1か月以上) (期間を定めて雇用している人)	(1か月未満、日々雇用)		
男						
女						
(3)この事業所に従事している人の男女計 (5 - ④ - ⑥ + ⑦)						

<修正案>

4 この事業所の従業者数 (■年6月1日現在) (単位:人)						
区分	(1)この事業所に所属する従業者数					(2)受入者
	① 有給役員	② 常用雇員		④ 臨時雇員	⑤ 合計	⑦ 出向・派遣受入者
		③ 無期雇員	③ 有期雇員	④ 有期雇員	⑥ 送出者	⑧ 合計
		(期間を定めていない人(定年制も含む))	(1か月以上) (期間を定めて雇用している人)	(1か月未満、日々雇用)		
男						
女						
(3)この事業所に従事している人の男女計 (5 - ④ - ⑥ + ⑦)						

③ 不要記号を記載する修正

<申請内容>

8 有形固定資産	有形固定資産(土地を除く。)																			
	土地				計				建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)		機械、装置 (附属設備を含む。)		船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等							
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万
年初現在高																				
取得額 (□□年1月から12月までの1年間)																				
除却・売却による減少額 (□□年1月から12月までの1年間)																				
減価償却額(□□年1月から12月までの1年間) 減価償却額がない場合は「0」を記入してください。	X	X	X	X	X	X	X	X												

<修正案>

8 有形固定資産	有形固定資産(土地を除く。)																			
	土地				計				建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)		機械、装置 (附属設備を含む。)		船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等							
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万
年初現在高									X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
取得額 (□□年1月から12月までの1年間)																				
除却・売却による減少額 (□□年1月から12月までの1年間)																				
減価償却額(□□年1月から12月までの1年間) 減価償却額がない場合は「0」を記入してください。	X	X	X	X	X	X	X	X												

d 報告を求めるために用いる方法の変更

工業統計調査では、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査により行っていたが、本件申請では、郵送調査又はオンライン調査により実施する計画である。

これについては、産業横断調査と同様の調査方法に変更するものであり、報告者に対する十分な周知広報等を行うことに加え、例えば、調査を委託する民間事業者の選定に当たり、総合評価落札方式により特に郵送やオンラインによる調査業務に優れた

知見を有する事業者の選定に努めること、HTML及びExcelなど複数形式の電子調査票を用意すること、コールセンターにおける照会対応を充実することなど、報告者が回答しやすい環境を整備し、回収率等への影響がないよう努めるとしていることから、適当である。

e 集計事項及び公表の期日

本件申請では、工業統計調査の集計事項を基本的には維持した集計事項を追加する計画である。

また、工業統計調査の集計結果は、

- ・ 速報：調査実施翌年の3月末まで
- ・ 概要版：調査実施翌年の5月末まで
- ・ 確報：調査実施翌年の12月末まで（実績としては、調査実施翌年8月中旬頃）

により公表されていたが、推計結果は調査結果を確定した上で実施することが望ましいため、製造業事業所調査の集計結果は確報のみの公表としつつ、経済構造実態調査の二次公表（調査実施年翌年の7月末まで）に合わせて公表することで、約1か月程度早期化する計画である。

さらに、工業統計調査においては、市区町村別結果等の詳細集計について公表していたが、これらについて、製造業事業所調査においては、調査計画上の集計事項としないものの、参考表として特別集計することを検討している。

これらについては、利用者における利便性向上にも資するものであり、参考表も含め、引き続き従来の工業統計調査及び活動調査と同等の集計を提供することとしていることから、適当である。

(エ) 調査の実施期間の変更

本件申請では、製造業事業所調査の新設に伴い、調査期間を確保するため、調査期間を「5月下旬～6月下旬」から、「5月中旬～6月下旬」に変更する計画である。

これについては、調査対象の全産業化に伴い、調査対象数が増加するほか、産業横断調査票及び製造業事業所調査票を一体的に配布することとなる中、配布する調査票の種類等に応じた段階的な発送を行う見込みであり、十分な調査期間を確保するために変更を行うものであることから、適当である。

(オ) 乙調査の見直し

乙調査については、旧特定サービス産業実態調査の調査対象であった特定のサービス産業に属する企業又は事業所（約4千企業及び約4万8千事業所）を対象に、特定のサービス産業に関する特性事項を調査するものである。

前回答申において、今後の課題として、「中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること」が求められている。

これを踏まえ、乙調査の位置づけについて検討を行った結果、①甲調査という産業横

断的な統計整備が進展する中、経済産業省における有用性は低下していること、②調査事項の細かさから記入者負担が大きく、未回答や修正の増加による精度確保の問題があること等から、本件申請では、乙調査を廃止する計画である。

他方で、国民経済計算の推計に利用されている項目があることから、必要な情報を提供する方策として、令和3年活動調査における生産物分類を分割して、より詳細な売上高内訳を把握する対応をとることとしている。

これについては、前回答申を踏まえた措置であり、産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する特性事項の把握に特化した乙調査を廃止することは、適当である。

イ 工業統計調査の中止

前記アの(ウ)のとおり、工業統計調査は、経済構造実態調査のうち製造業事業所調査として包摂される計画である。これによって、単独の調査として存続する必要がないと考えられることから、工業統計調査の中止は適当である。

3 基本計画及び前回答申における「今後の課題」への対応状況について

(1) 基本計画への対応状況

経済構造実態調査及び工業統計調査については、基本計画において、表3のとおり、検討課題が掲げられている。

表3 基本計画「別表今後5年間に講ずる具体的施策」における検討課題

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
1 国民 経済計 算を軸 とした 横断 的・体 系的な 経済統 計の整 備推進	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、経済産業省	令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
(2) 経済 構造統 計を中 心とし た経済 統計の 体系的 整備の	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス-基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、経済産業省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 令和3年(2021年)経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年(2022年)調査の企画時までに一定の結論を得る。
	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに一定の結論

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
推進等	査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。		を得る。

1つ目の◎については、経済構造実態調査を令和元年に創設しており、既に対応済みである。

2つ目の◎については、前記2(2)ア(ウ)において確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応している。

3つ目の◎については、経済構造実態調査については、順次、調査結果の公表を行っており、適切に対応している。

4つ目の◎については、前記2(2)ア(イ)cにおいて確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応している。

また、一番下の○については、各調査において検討を進めており、引き続き状況を注視する必要がある。

(2) 前回答申における今後の課題への対応状況

ア 経済構造実態調査

前回答申において、経済構造実態調査については、以下の検討課題が指摘されている。

1 諮問事項に関連する横断的な課題

(1) 経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進

経済構造実態調査が、活動調査の中間年における経済構造統計の中核として、我が国における企業の活動実態の概要を毎年把握するようになることに伴い、統計委員会を中心とする関係府省は、企業を対象に経理情報や活動内容等を把握することを目的に行われている他の基幹統計調査との役割分担・重複排除について、着実に検討を進めること。その際、活動調査や経済構造実態調査が対象としている「暦年」による経済活動等の把握と、その他の統計調査が対象としている「年度」による経済活動の把握との関係整理にも留意すること。

なお、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、サービス産業を対象とする月次調査の統合・再編について、検討を加速すること。また、SUT体系への移行に当たって重要な基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること。

(2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実

政府統計においては、特に重要な統計を、「基幹統計」として位置づけ、基幹統計の作成手段である統計調査を「基幹統計調査」として扱っている。しかし、両者の関係についての理解は進んでいないと考えられる。

とりわけ、今回審議した「経済構造統計」（基幹統計）にあっては、基準年について活動調査（基幹統計調査）により作成し、中間年について経済構造実態調査など複数の基幹統計調査により作成される状況にあり、基幹統計と基幹統計調査の関係について、利用者への分かりやすい情報提供がより一層必要になっている。

については、統計委員会が関係府省の協力を得て、基幹統計と基幹統計調査との関係について一般への理解を広める方策について検討するとともに、基幹統計調査の実施者においては、統計調査の結果公表に当たり、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用上の留意点等、国民に対して分かりやすい情報提供となるよう努めること。

2 諮問された統計調査に係る課題

(2) 経済構造実態調査

- ① 平成33年（2021年）経済センサス-活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、平成34年度（2022年度）調査の計画の策定期間までに抜本的な見直しを検討すること。
- ② S U T体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年（2022年）以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。
- ③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。

(注) 下線は、事務局が付した。

検討課題1（1）の「S U T体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討」については、前記2（2）ア（イ）aにおいて確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応している。

検討課題1（2）については、結果の公表に当たっては、経済構造実態調査を基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査として実施すること及び活動調査の中間年の実態を把握することを目的として実施することをホームページに掲載しており、おおむね対応されている。

検討課題2（2）①及び②については、前記2（2）ア（イ）cにおいて確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応している。

検討課題2（2）③については、前記2（2）ア（オ）において確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応している。

イ 工業統計調査

前回答申において、工業統計調査については、

- ① 平成32年（2020年）における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること、
- ② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団D B、後者は独自名簿を使用）が考えられ

る。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討することの2点が課題として指摘されている。

このうち、①については、令和2年（2020年）工業統計調査において、地方公共団体における事務負担を軽減するため、地方公共団体が担当する調査員調査の回収業務を郵送回収として実施しており、既に適切に対応している。

また、②については、経済構造実態調査への包摂により、前記2（2）ア（ウ）において確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応している。

4 今後の課題

「支払利息」については、その利活用状況や活動調査における調査事項の検討状況を踏まえて、集計方法等の見直しを行うこと。

以上